

静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式により発注する工事又は建設関連業務において、入札参加希望者から提出される総合評価事前審査登録申請書（以下「申請書」という。）について、各年度の当初に審査を行い、その審査結果を入札執行前に登録（以下「事前審査登録」という。）しておくことにより、入札参加者が入札の案件ごとに提出する書類の軽減を図ることを目的とする。

(登録の対象者)

第2条 対象者は、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式により発注する工事又は建設関連業務において、入札参加を希望する者とする。

(登録の対象工種及び業種)

第3条 登録の対象工種及び業種は、次のとおりとする。

- (1) 工事における事前審査登録の対象工種は、静岡県建設工事競争入札参加資格における建設工事の種類のものであるものとする。
- (2) 建設関連業務における事前審査登録の対象業種は、静岡県建設関連業務委託の入札参加資格における土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は測量業務とする。

(登録の申請)

第4条 事前審査登録の申請書等の提出時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(審査内容の登録)

第5条 静岡県建設技術監理センターは、前条の規定により提出された申請書の審査後、当該申請に係る事項を静岡県建設事務総合システムに登録する。

(登録内容の変更等の申請)

第6条 前条に規定する登録を受けた申請者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更登録の申請を行うものとする。

(登録内容の変更)

第7条 前条に規定する変更登録の申請を受理した場合、静岡県建設技術監理センターは、静岡県建設事務総合システムの登録内容を変更する。

(登録内容の取消)

第8条 静岡県建設技術監理センターは、第4条及び第6条に規定する申請に虚偽が判明したとき、登録内容が登録要件を満たさなくなったとき、又は、登録事項が事実と相違することを確認したときは、登録の取消ができるものとする。

(登録内容の使途)

第9条 第5条及び第7条に規定する登録内容は、交通基盤部土木関係総合評価落札方式による工事又は建設関連業務の入札において、評価を行う際に用いる。

(登録の有効期限)

第10条 第5条及び第7条に規定する事前審査登録の有効期限は、申請年度の翌年度の5月末日とする。ただし、第8条で登録の取消を行った場合は、取消日とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、令和2年6月1日から施行する。